

愛媛県子ども医療電話相談

子どもの
急な
病気等に

8 0 0 0

急な発熱など子どもの急病等で
受診した方が良いのか？様子をみても大丈夫なのか？
看護師（必要に応じて小児科医）が家庭での
応急対処の方法など、
電話でアドバイスします。



#8000

プッシュ回線の固定電話・携帯電話から

089-913-2777

ダイヤル回線の固定電話・IP電話等から

ご利用できる時間帯

平日 19時～翌朝8時
土曜日 13時～翌朝8時※
日・祝 8時～翌朝8時※

※土曜日、日・祝の昼間帯（8時～19時）
の相談は、2019年4月1日から対応開
始します。

ご利用に当たっての注意事項

- ① 電話による限られた情報に基づく相談であり、直接、子どもさんの状態を見て行う診断や治療ではありません。あくまでも相談者の判断の参考としていただくためのものです。
- ② 医療機関の紹介を受けた場合は、必ず電話をかけてから受診するようにしてください。
- ③ 電話中の場合は、しばらく時間をおいてから、かけ直してください。
- ④ 相談は無料ですが、県内通話料をご負担いただきます。

救急医療は、夜間などに急病やケガですぐ治療が必要な患者さんのために整備されています。
本当に救急医療が必要な患者さんのために、次のことを守りましょう。

- ◆ 昼間に起こった症状は、その日の診療時間内にかかりつけ医に診てもらいましょう。
- ◆ 翌日まで待てそうな軽い症状の時は、翌日、かかりつけ医を受診しましょう。



※参考:「こどもの救急」
(<http://www.kodomo-qq.jp>)

<医療相談以外の事業に関するお問い合わせ先>

愛媛県 保健福祉部 社会福祉医療局 医療対策課 TEL089-912-2450

あい きゅう けんみんうんどう

愛救県民運動

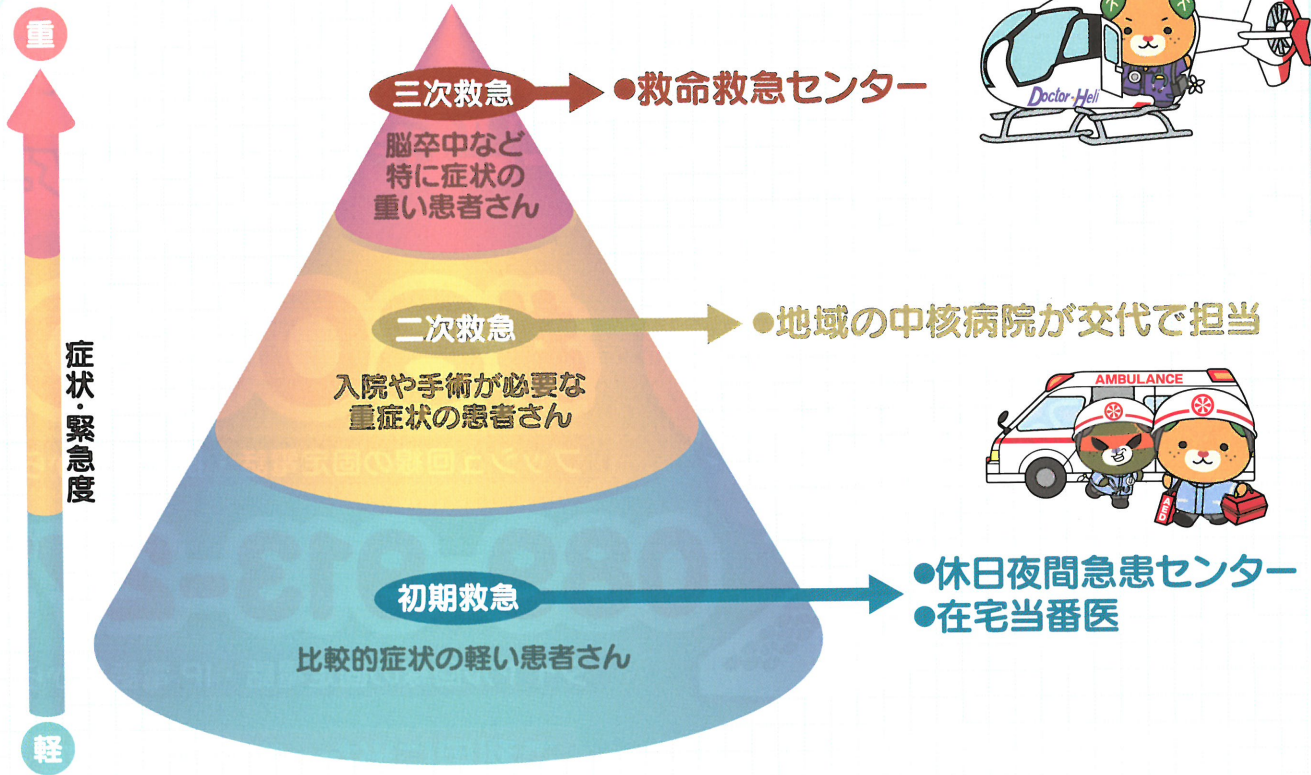
愛媛の救急医療を守る県民運動

ちょっと待って!その症状、緊急ですか?

近年、休日や夜間、救急病院に軽症の患者さんが集中し、医師の負担が増えているほか、**安易な救急車の呼び出し**で出勤回数が増加し、**重症な患者さんの搬送に困る**ケースも増加しています。このままでは、住民の皆様**に適切な医療を提供できなくなる恐れ**があり、そうならないために『**愛媛の救急医療を守る県民運動(愛救県民運動)**』を実施しています。これは医療機関や救急車の適切な利用を、皆さん一人ひとりに心がけていただく取り組みですので、ご協力をお願いします。



症状に応じた救急医療機関の役割分担



愛媛県の救急医療体制

普段からの3つの心がけ

- ① 日頃から「かかりつけ医」を持ちましょう。
- ② 健康診断や検診等により、病気の予防や早期発見に努めましょう。
- ③ 家で薬を常備しましょう。

受診にあたっての3つの心がけ

- ① なるべく医療機関の通常の診療時間内に受診しましょう。
- ② 救急車で搬送されても、軽症の場合は、通常の受付順となる場合があることに留意しましょう。
- ③ 休日や夜間で比較的症状の軽い方は、休日夜間急患センター(在宅当番医)を利用しましょう。

症状は軽いけれど、どうすれば...

休日や夜間に、どの病院に行けばよいか分からない場合には、えひめ医療情報ネット(インターネット)を参考にされるか、最寄りの消防署の音声案内サービスをご利用ください。

お子さんの急な病気やけがの場合は、**愛媛県子ども医療電話相談(#8000)**をご利用ください。



えひめ医療情報ネット